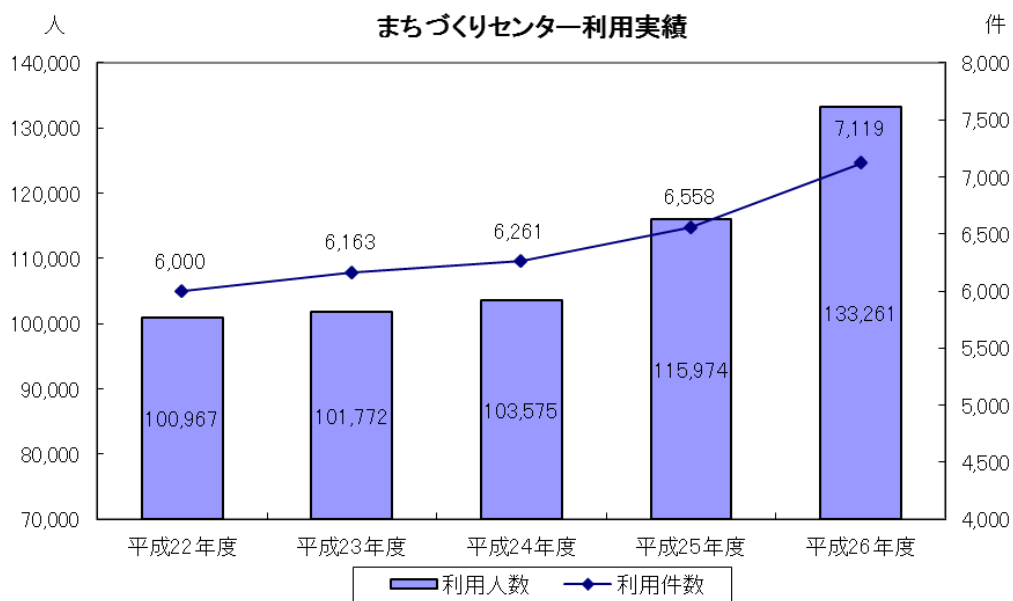


21. コミュニティ・市民自治

①市民自治の確立

■まちづくりセンター利用実績

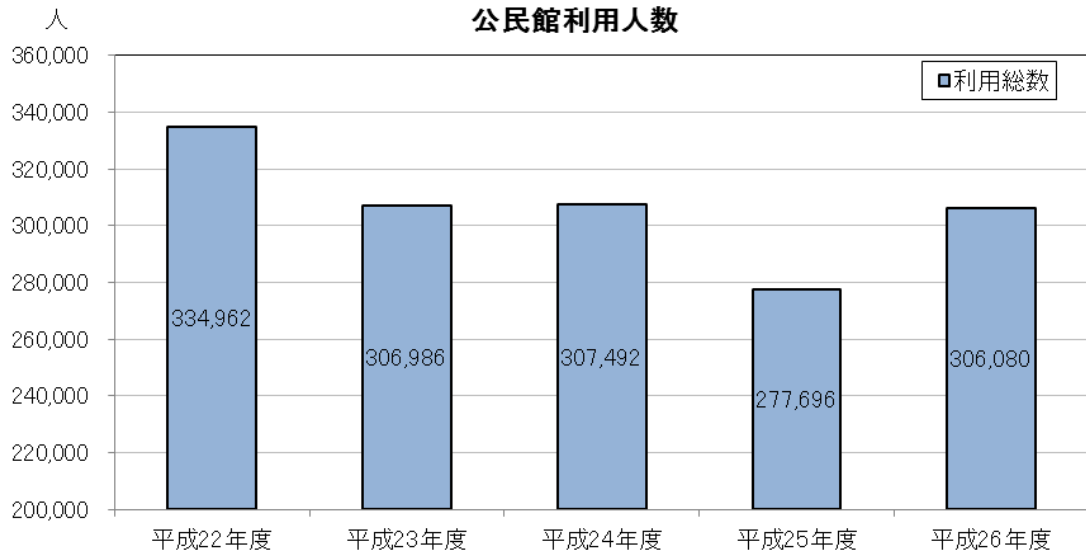
- ・ まちづくりセンターの利用人数は平成 22 年度で 10 万人を超え、平成 26 年度には 13 万人を超えました。
- ・ だれもが利用でき、仲間づくりや情報収集・発信、活動を行う場としてまちづくりセンターを整備し、協働のまちづくりを推進しています。



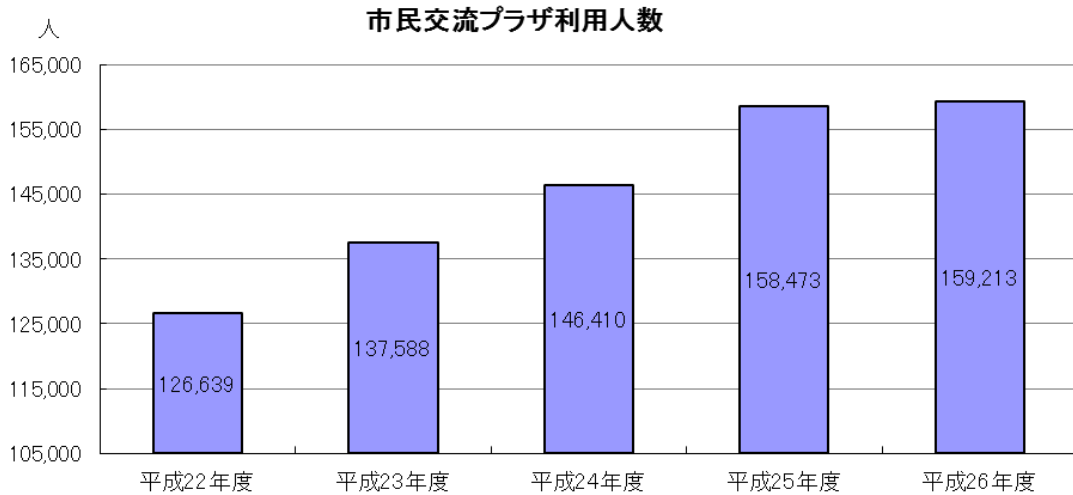
資料:まちづくり協働課

■ 公民館利用件数／市民交流プラザ利用件数

- ・ 市民センター（公民館）は、平成 26 年度の利用者数は 306,080 人です。
- ・ 各市民センター（公民館）では、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした各種の講座等を開催し、地域住民の知識・教養や連帯意識を高め、地域の教育力向上や住みよいまちづくり活動を推進しています。



資料:まちづくり協働課（統計書）

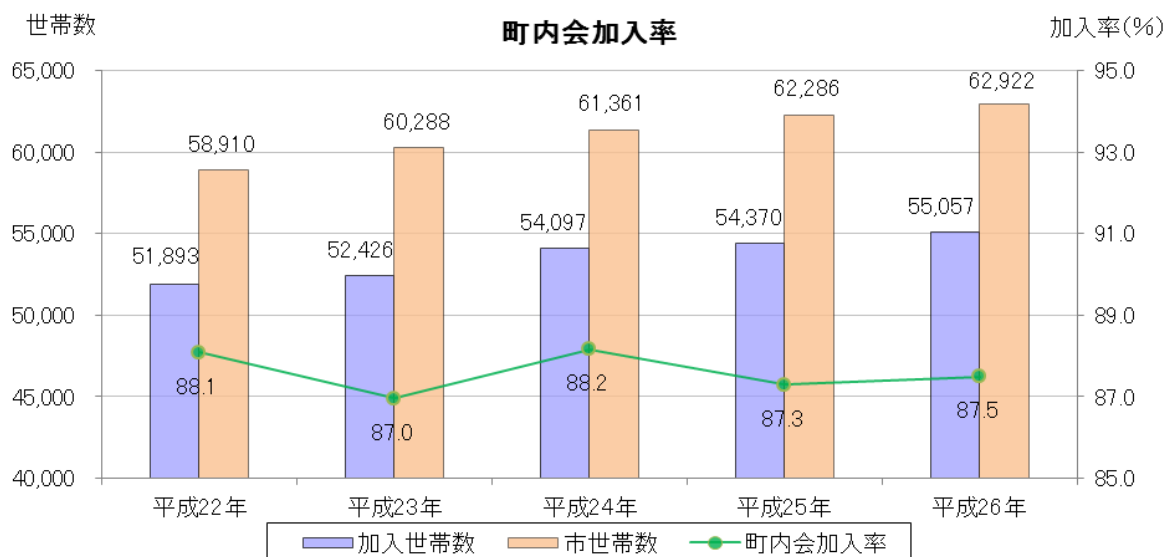


資料: 市民交流プラザ（統計書）

② 基礎的コミュニティの活性化

■町内会加入率

- ・平成 26 年度の町内会加入率は 87.5%であり、町内会加入率は横ばいとなっています。
- ・基礎的コミュニティの根幹である町内会活動を促進するため、町内会に対して補助金を通じた財政支援を行っています。(コミュニティハウスの建設等補助、自治会活動保険補助、掲示板設置事業補助等)



※加入世帯数：各年度 3 月 15 日現在

※市世帯数：毎年度 3 月 1 日現在の滋賀県統計課による推計世帯数

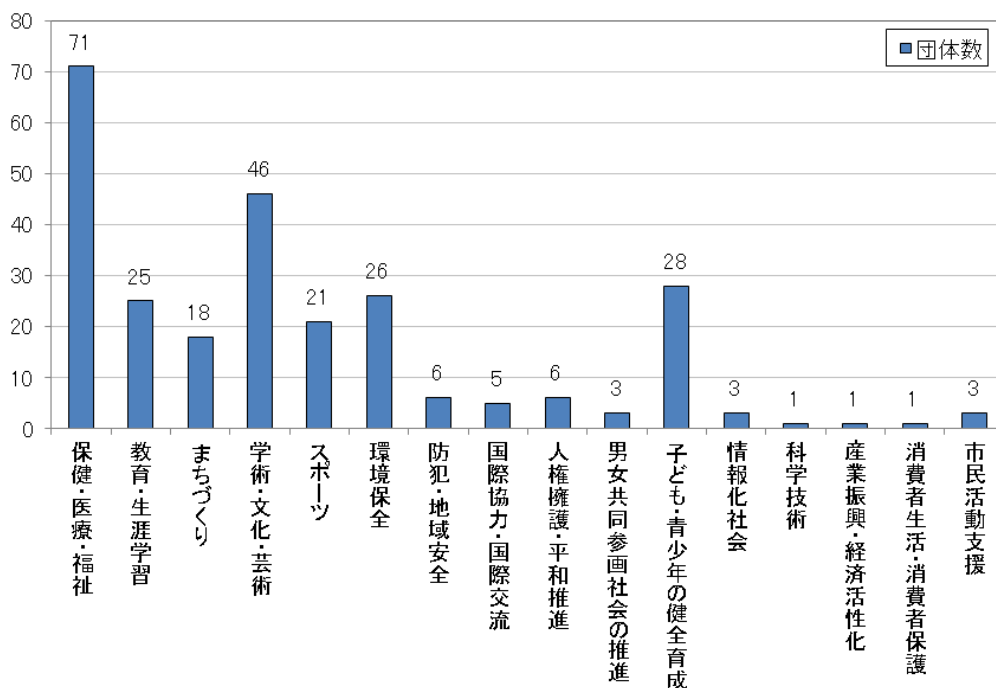
資料：まちづくり協働課

③ 市民公益活動の促進

■市民活動団体数

- ・ 平成 27 年 3 月に策定した草津市協働のまちづくり推進計画に基づき、(公財)草津市コミュニティ事業団等の中間支援組織と役割分担をしながら、市民活動団体への支援を行っています。
- ・ 草津市立まちづくりセンター、草津コミュニティ支援センターを市民活動の拠点施設として位置づけ、活動の場の提供をや情報発信等を行っています。

市民活動団体登録団体数



平成 27 年 2 月現在
資料:まちづくり協働課